

## 北海道食の安全・安心委員会運営要綱

[平成17年5月27日北海道食の安全・安心委員会]

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号。以下「条例」という。）第35条の規定に基づき、北海道食の安全・安心委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 条例第34条の規定に基づく専門部会は、会長が委員会に諮って設置するものとする。  
2 専門部会の構成及び部会長は、会長が指名する委員及び特別委員がこれにあたるものとする。

(部会長)

第3条 条例第34条第3項の規定に基づき指名された部会長は、専門部会を代表し、専門部会の会務を総理する。  
2 部会長に事故があるときは、専門部会に属する委員及び特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門部会の会議)

第4条 専門部会の会議は、部会長が招集する。  
2 専門部会は、所属する委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。  
3 専門部会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。  
4 専門部会は、別途、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。  
ただし、委員会が別に指定する事項（指定事項）については、委員会から付託があったものとみなすことができるものとする。

(委員会への報告)

第5条 部会長は、付託事項について調査審議したときは、その結果を委員会に報告しなければならない。

(委員欠席の場合の取扱い)

第6条 委員及び特別委員が委員会及び所属する専門部会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。  
ただし、委員が会長（特別委員にあつては部会長）に協議し必要と認められた場合は、この限りではない。  
2 委員及び特別委員が委員会及び所属する専門部会に出席できない場合は、あらかじめ通知のあった事案について文書をもって意見を述べるができるものとする。

(会議の公開)

第7条 委員会及び専門部会の会議は公開とする。  
2 ただし、開催に当たり、次の事由に該当する場合は、委員会若しくは専門部会の決定により会議を非公開とすることができるものとする。  
(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあること  
(2) 公開することにより、特定の者に不当な利益や不利益をもたらすおそれがあること

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、北海道農政部食の安全推進局食品政策課において処理する。  
2 専門部会の庶務は、それぞれの事務を所掌する道の部課（室）において処理する。

(会長への委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び専門部会の議事その他運営に関し、必要な事項は、会長又は部会長が委員会又は専門部会に諮って定める。

附 則

1 この要項は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成25年7月11日から施行する。